

この資料は、税制研究会の議論材料として施策担当部署が作成したものです。  
記載内容は決定・実施されているものではありません。

## 既存税制のグリーン化案の概要 【参考】

項 目	内 容		
タ イ ト ル	メガソーラーに対する減税措置		
施 策 名 称	○再生可能エネルギーの普及の仕組みを作ります。(RM(4)-2-22) ○再生可能エネルギーの普及／普及に向けた仕組みづくり(新実行計画)		
背 景	<p>「中期4か年計画」では、CO<sub>2</sub>-DO30を礎として、国が新たに掲げる「温室効果ガス排出量を2020年までに25%、2050年までに80%削減(1990年比)」という高い目標を本市としても達成するとしており、地球温暖化対策推進法に基づく「横浜市地球温暖化対策実行計画」(策定中)においても同様の目標を掲げている。</p> <p>目標達成のためには、これまで以上に再生可能エネルギーの導入を加速化させることが必要である。</p> <p>本市においては、戸建住宅には、太陽光発電機器や太陽熱供給システムに対する補助制度を実施しているが、工場・事業所等には、国において、補助制度のほか租特法に基づく所得税・法人税(国)の優遇措置があり、市としての優遇措置は実施していない(国の補助制度は、戸建住宅よりもより手厚い内容となっている)。</p> <p>工場・事業所等の建物や敷地を利用した一定規模以上の太陽光発電機器(これらを「メガソーラー」と称する)は、スマートグリッドにおける再生可能エネルギーの供給元として重要な設備であり、「横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)」においても、集中的に導入していく必要がある。</p>		
目 的	スマートグリッドに必要な再生可能エネルギーの中・大規模な導入を目指し、事業者(工場・事業所等)における太陽光発電機器の設置を促進するため、税制によるインセンティブを与えることにより、再生可能エネルギーの供給元である事業者の初期コスト負担の軽減を図る。		
税 の 種 類	固定資産税または都市計画税		
グリーンの対 象	事業者が設置している一定規模以上の太陽光発電(これらを「メガソーラー」と称する)		
特 定 方 法	電力需給契約で特定可能		
グリーンの内 容	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">税制活用方法</td> <td style="width: 50%;">不均一課税</td> </tr> </table> <p>太陽光発電機器に課税されている固定資産税(償却資産)について、一定期間の減額措置を行う。</p> <p>または、土地又は家屋(工場、事業所等)を対象として課税されている都市計画税について、一定規模以上の太陽光発電機器を設置している場合に、一定期間の減額措置を行う。</p> <p>(減額の規模等については、要検討)</p>	税制活用方法	不均一課税
税制活用方法	不均一課税		
参 考 数 値	<p>【参考】</p> <p>「再生可能エネルギー導入検討報告制度(*)」(H22.4~H22.12)に基づく、太陽光発電機器の設置件数等(今後の設置予定含む)・・・8件(総最大出力248kW)</p> <p>(*)「再生可能エネルギー導入検討報告制度」:延べ床面積2,000㎡以上の建築物を建築する際に、建築主が再生可能エネルギー設備の導入について検討し、検討結果について市長に報告することを義務付ける制度</p>		
実 施 期 間	引き続き検討		